解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十八日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

栃木県栃木市湊町一番三号

財団法人ヤマト文化専門学校

代表清算人　出井　國介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

名古屋市中区新栄二丁目一六番二号

財団法人前田学園

代表清算人　犬塚　清孝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

大阪市中央区本町橋二番五号

財団法人大阪府産業基盤整備協会

清算人　飯尾慎太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

奈良県葛城市長尾八五番地　葛城市教育委員会内

財団法人當麻教育奨学事業団

代表清算人　中川　源司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

岡山市南区西市一〇八番地の三

社団法人岡山環境問題研究会

清算人　武村　良夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

秋田県潟上市天王字追分西九三番地一一

財団法人男鹿南秋教育会館

代表清算人　泉　津太郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

神奈川県横須賀市野比五―一―一

財団法人障害児教育財団

清算人　小田　豊

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十八日上越市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

新潟県上越市藤巻一〇番一号

樋場新町土地区画整理組合

代表清算人　石黒　**堉**雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長野県上田市大手一丁目一番一六号

社団法人上田市産業開発公社

清算人　石黒　豊

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月十一日長野県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長野県下伊那郡高森町下市田二一八三番地一

高森町土地開発公社

清算人　山田　幹男

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長野県下水内郡栄村大字北信四四一四番地一

財団法人栄村振興公社

代表清算人　島田　茂樹

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

京都府京都市東山区一橋宮ノ内町七番地

財団法人京都仏眼協会

代表清算人　小林　靖弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

大阪市東住吉区西今川三丁目三三番四六―三〇一号

財団法人今五児童愛護会

代表清算人　田中　孝昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

奈良県奈良市春日野町一六〇番地

財団法人春日顕彰会

清算人　花山院弘匡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月一日、社会福祉法人安芸二葉慈愛協会の設立年月日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

高知県安芸市久世町八番九号

財団法人安芸二葉慈愛協会

代表清算人　山﨑　祐子

第３期決算公告　平成25年４月23日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング26階

ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社

代表取締役
ジョージ・アール・アンソン

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	43,921,052
	固定資産	58,347,579
	合計	102,268,631
負債及び純資産の部	流動負債	88,633,889
	株主資本金	13,634,742
	資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	3,634,742
	その他利益剰余金	3,634,742
	（うち当期純利益）	（13,014,019）
	合計	102,268,631